

事業者は、建築物の解体又は改修の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該工作物について、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません（石綿則第 3 条）。

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの若しくは設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。

講習科目	①工作物石綿事前調査に関する基礎知識 ②石綿使用に係る工作物図面調査	③現場調査の実際と留意点 ④工作物事前調査報告書の作成	⑤修了考査
講習日時 講習会場	【受付】講習時間前までに、受講票に記載の受講番号が示された座席にご着席ください。 ※ ご本人確認をいたしますので、運転免許証などをお持ちください。		
	2026年 11月12日～翌13日	会場 郡山ユラックス熱海（郡山市熱海町熱海二丁目148-2） 電話 024-984-2800	
講習会場	講習時間（1日目）9：50～17：20（2日目）9：50～17：30※遅刻不可 ※ 石綿作業主任者技能講習や建築物石綿含有建材調査者講習修了の方は、一部講習に免除がございます。ご希望の方はお電話ください（但し修了考査には科目免除がございませんので、全科目の受講をお薦めします）。		
受講料金	38,280円（内訳 受講料33,000円（税込）＋テキスト代5,280円（税込）） ※ 修了考査のみ 5,500円		
	※ 講習開始日の10日前までの申込取消は、受講料を返金いたします（振込手数料等、差引かせていただきます）。		
申込方法	① 弊社HPからお申込み か 受講申請書をメール・FAX・郵送のいずれかでお送り下さい。 ② 仮受付後3営業日以内にメール等で本受付を連絡のうえ、受講資格証明書の様式をお送りします。 ③ 受講日の10日前までに、顔写真を貼付けた受講資格証明書と 資格内容を証明する書類をお送り下さい（※受講資格のない方は受講できません。 別紙 受講資格をご確認ください）。 ④ 本受付後、受講料はを次のいずれかの方法で事前にお支払いください。お支払いは、受講日の10日前までをお願いします（弊社窓口でのお支払いは、承っておりません）。 【郵送】現金書留 【振込】振込先 須賀川信用金庫 桑野支店 普通0216272 フクシマロウドウアンゼンエイセイキョウイクセンターカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク サンペイノリヒロ 福島労働安全衛生教育センター株式会社 代表取締役 三瓶 詔宏 ※ 送料や振込手数料は、お申込者にてご負担ください ⑤ 入金確認後、受講票やテキストをお送りします。		
申込先 （お問合せ先）	福島労働安全衛生教育センター株式会社 〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目27番5号 電話；024-983-6905 / FAX；024-983-6904 メール；reception@fukushima-oshec.co.jp ※ 弊社へお越しの際は、行事等により留守の場合がありますので、必ずお電話にてご確認ください。		
募集人員	28名まで		
修了証	講習の全科目・時間を受講し、修了考査に合格された方に【修了証明書】を後日郵送します。 ※ 遅刻等、所定の講習時間に満たない受講生には修了証明書は発行できません。 ※ 不合格の方には、受講証明書を送付します（令和10年3月31日まで有効）。		
その他	受講票、筆記用具をお持ちください。		

※ 企業、団体等で5名以上の受講なさる場合は、出張講習を承ります。ご相談ください。

受講資格

	受 講 資 格	受講資格を証明する書類
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して2年以上 の実務の経験を有する者	①大学の工学科卒業証明書 ②工作物に関する実務経験2年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
3	学校教育法による 短期大学 (修業年限が3年であるものに限り、 <u>同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。</u>)において、 工学に関する正規の課程 又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。④において同じ。)、 工作物に関して3年以上 の実務の経験を有する者	①修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 ②工作物に関する実務経験3年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
4	学校教育法による 短期大学 (<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して4年以上 の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)	①短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 ②工作物に関する実務経験4年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
5	学校教育法による 高等学校 又は 中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して7年以上 の実務の経験を有する者	①高等学校の工学科卒業証明書 ②工作物に関する実務経験7年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です
6	工作物に関して11年以上 の実務の経験を有する者	工作物に関して11年以上の実務経験あることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
7	2006年(平成18年)4月1日(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 で、 工作物石綿事前調査に関して5年以上 の実務の経験を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	①平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し ②工作物石綿事前調査の実務経験(注)5年以上の職務内容証明書(注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※①と②両方必要です
8	建築行政に関して2年以上 の実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
9	環境行政 (石綿の飛散の防止に関する者に限る。) に関して2年以上 の実務の経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
10	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内証明書
11	労働基準監督官 として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験2年以上の職務内容証明書
12	第一種作業環境測定士 又は 第二種作業環境測定士 であつて、 建築物石綿含有建材調査に関して5年以上 の実務の経験を有する者	①作業環境測定士登録証の写し ②工作物石綿事前調査の実務経験5年以上の職務内容証明書 ※①と②両方必要です

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

※ 職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。